

大館市社会福祉協議会指定訪問介護・指定介護予防訪問介護

及び第1号訪問事業 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護・要支援状態にある方に対し、適正な訪問介護・介護予防訪問介護及び第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）サービスを提供することにより要介護・要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 事業所の概要・提供できるサービスの地域

事業所名	大館市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
指定番号	0570405753
所在地	大館市池内字大出135番地
管理者の氏名	岩谷美香子
電話番号	0186-42-8102
FAX番号	0186-43-4055
サービスを提供する地域	大館市

(2) 事業所の従業者体制

職 種	職務の内容	常 勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名（兼務）		1名
サービス提供責任者	サービスの調整	6名以上（兼務）		6名以上
事務員	事務全般	1名以上（兼務）		1名以上
訪問介護員等	訪問サービスの提供	12名以上（兼務）	11名以上	23名以上

(3) 訪問時間

訪問日	訪問時間（電話対応も含む）
平日土日、祝日	6時00分～22時00分

※6時00分～8時00分、18時00分～22時00分の利用は時間外となります。

緊急時可能時間は6時00分～22時00分となります。

3. サービスの内容

サービス内容については、作成する訪問介護計画・介護予防訪問介護計画及び第1号訪問事業計画の中で相談にて、決めて頂きます。

(1) 訪問介護サービス

① 身体介助

提供するサービスは、直接利用者本人の身体に直接接触して行うサービスです。その為の準備や後片付けも含まれます。サービスは以下の通りです。

起床介助・就寝介助・排泄介助・オムツ交換・汚染時のシーツ交換・更衣介助・身体整容・身体清拭・入浴介助・洗髪・食事介助・体位変換・服薬介助・確認・移乗介助・移動介助・通院介助・外出介助・見守り等

② 生活援助

提供するサービスは、利用者本人が障害や疾病があり生活する上で家事を行うのが困難な場合に行うサービスです。サービスは以下の通りです。

居室の掃除・調理・買い物・ゴミだし・洗濯・整理整頓・ベットメイク・衣類の整理・被服の簡単な修理・薬受け等

(2) 予防訪問介護サービス

提供するサービスは、利用者本人が障害や疾病があり生活する上で家事を行うのが困難な場合に共に行うサービスです。サービスは以下の通りです。

食事、入浴、排泄の一部見守り・居室の掃除・洗濯・調理等

4. 提供できないサービス

提供できないサービスは、本人の日常生活の援助に属しないと判断されるサービスです。サービスは以下の通りです。

医療行為・冠婚葬祭の手伝い・預貯金の引き降ろしや入金・草取り・除雪・来客の接待・草花の水やり・庭木の剪定・畑作業・引越しの手伝い・家屋の修理・ペンキ塗り・自家用車の清掃・大掃除・室内の模様替え・電気器具等の修理・障子貼り・窓のガラス磨き・床のワックスがけ・ペットの世話（買い物等を含む）ヘルパー車での移送・利用者本人以外の居室の掃除、洗濯、買い物及び調理等

5. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護・介護予防訪問介護及び第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□ 介護報酬告示額

(1) 介護給付基本料金

○身体介護が中心の場合		サービス利用料金	利用者負担金		
			1割	2割	3割
	20分未満	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間30分未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	30分追加毎	820円	82円	164円	246円
○身体介護に引き続きの生活援助					
	20分以上	650円	65円	130円	195円
	45分以上	1,300円	130円	260円	390円
	70分以上	1,950円	195円	390円	585円
○生活援助が中心の場合			1割	2割	3割
	20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円

○早朝（6:00～8:00）夜間（18:00～22:00）は、25%の割り増しとなります。

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て２人で訪問した場合は、２人分の料金になります。

(2) 介護予防訪問介護及び第１号訪問事業サービス利用料（介護予防訪問介護相当）

〔一か月のご利用料金〕

サービス内容		サービス利用料金	利用者負担金		
			１割	２割	３割
介護予防訪問介護費(Ⅰ)	週１回程度の利用	１１，７６０円	１，１７６円	２，３５２円	３，５２８円
介護予防訪問介護費(Ⅱ)	週２回程度の利用	２３，４９０円	２，３４９円	４，６９８円	７，０４７円
介護予防訪問介護費(Ⅲ)	週３回程度の利用	３７，２７０円	３，７２７円	７，４５４円	１１，１８１円

(3) 加算料金等

	項 目	加算料金内容	利用者負担金		
			１割	２割	３割
訪問介護 (要介護１～５) １回につき	特定事業所加算 Ⅱ	利用単位数 ×１０％	利用単位数 ×１０％	利用単位数 ×２０％	利用単位数 ×３０％
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数 ×２４．５％	利用単位数 ×１０％の ２４．５％	所定単位数 ×２０％の ２４．５％	所定単位数 ×３０％の ２４．５％
	初回時加算	２，０００円	２００円	４００円	６００円
	緊急時加算	１，０００円	１００円	２００円	３００円
	生活機能向上連携加算	１，０００円	１００円	２００円	３００円
介護予防訪問介護 及び第１号訪問事業 (介護予防訪問介護 相当サービス) １ヶ月につき	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数 ×２４．５％	所定単位数 ×１０％の ２４．５％	所定単位数 ×２０％の ２４．５％	所定単位数 ×３０％の ２４．５％
	初回時加算	２，０００円	２００円	４００円	６００円
	緊急時加算	１，０００円	１００円	２００円	３００円
	生活機能向上連携加算	１，０００円	１００円	２００円	３００円

□ その他の費用

①介護認定結果、自立（非該当）となった場合、認定前に提供されたサービスにかかる費用は実費となります。

②要介護認定区分を上まわるサービスをご利用になった場合の差額は実費となります。

③交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道３０km 以上の場合

１０km につき １００円

6. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ②何らかの事情で、外出又は不在となられる場合には前日の夕方まで連絡下さい。連絡がない場合には、サービス料金を負担していただく場合があります。
- ③訪問時不在で、待機中に帰宅された場合は、帰宅後からの援助になります。その際、いつもと同様の援助とはならない事もあります。
- ④事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族でご相談させていただきます。
- ⑤従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑥感染症予防対策の強化に努めます。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、居宅介護支援事業所、関係医療機関などへの連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、損害賠償責任を減じさせていただきます。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

12. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

13. 身体的拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

(2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

14. 感染予防やまん延防止について

事業者は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るために、委員会の開催又は参加指針の整備、研修の実施、訓練の実施等に取り組みます。

15. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催します。

16. 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価は実施していません。

17. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者： 岩谷 美香子

ご利用時間 月～金曜日： 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 0186-42-8102

※下記においても、苦情申し出ができます。

大館市福祉部長寿課介護保険担当

電話番号： 0186-43-7055

受付時間： 8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

秋田県国民健康保険団体連合会・介護保険苦情窓口

電話番号： 018-883-1550

受付時間： 9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

18. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地	大館市池内字大出135番地	
事業所名	大館市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	
指定番号	(0570405753)	
管理者名	岩谷美香子	
説明者職氏名	サービス提供責任者	印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについて重要事項の説明を受け、当該サービスの提供の開始に同意しました。

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所

氏 名

印（続柄 ）